

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>見直し（案）については、賛成します。</p> <p>当連合会が取り扱っているタクシー無線においては、現在、タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）のみならず、運転代行業務、介護福祉業務等の付帯業務についてもタクシー無線が使用されています。</p> <p>地域の公共交通機能を担うタクシー事業は、さらにこうした付帯業務の拡大が予想されるため、これまでの「自動車運送事業用」とした無線局の目的が、「一般業務用」に拡大されることは、こうしたタクシー無線の付帯業務への対応を可能とするものです。また、タクシー事業を行うため必要な周波数が引き続き確保されることを要望します。</p> <p>なお、無線局の免許等の申請にあたっては、電子申請用のデータ入力ソフトの改修が必要となるため、施行にあたっては、一定の準備期間の設定をお願いいたします。</p> <p>（社団法人全国自動車無線連合会）</p>	<p>本見直し（案）を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、本見直しに係る関係規程の改正に当たっては、御要望の点を踏まえ、無線局免許人等への周知期間及び現行の免許状の訂正を要しない旨の経過措置を設けることを検討していきたいと考えています。</p>
2	<p>新区分への移行については、現行の免許状の訂正を要しない旨の経過措置、経過期間を確実に設け免許人の負担軽減に配慮した移行方法を要望します。</p> <p>（電気事業連合会）</p>	<p>本見直しに係る関係規程の改正に当たっては、御要望の点を踏まえ、無線局免許人等への周知期間及び現行の免許状の訂正を要しない旨の経過措置を設けることを検討していきたいと考えています。</p>
3	<p>意見募集の対象となる見直し（案）は、目的及び通信事項の区分が集約され簡素化されており、免許申請業務の効率化と変更手続きが不要となるケースの拡大につながるものと考えられるため、見直し（案）について賛同致します。</p> <p>なお、現状、携帯電話基地局については、目的区分「電気通信業務用」に関わる通信事項区分として「電気通信業務に関する事項」と「電気通信事業運営に関する事項」を併記しておりますが、今後、変更手続きが不要となるケースの拡大が期待されるため、この2つの事項が集約されることを希望致します。</p> <p>（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</p>	<p>本見直し（案）を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望の点については、手続きの簡素化の観点から、検討していきたいと考えています。</p>

No.	提出された御意見	総務省の考え方
4	<p>・規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）において「申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大きくくり化に関して、検討し結論を得る。」との指示があった。また、平成 23 年 11 月 21 日に開催された政策提言型仕分けでも「電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政の在り方についても考えるべき」との評価結果が出ている。</p> <p>・本見直し案は、これらを受けて、「目的」は現在の 135 区分を 9 区分に「通信事項」は現在の 220 区分を 122 区分に削減しようとするものであって、その内容を高く評価し支持する。</p> <p>・民間から見通せる透明性の高い電波監理に向かって規制改革をさらに進めることを期待するが、特に、技術基準の簡素化・大きくくり化には早急に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（山田 肇氏）</p>	<p>本見直し（案）を支持する御意見として承ります。</p> <p>また、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>無線通信に関しては、「パケット税」を課すべきです。拡張案として、有線でのパケット税導入の可能性もある。</p> <p>【要旨（略）】</p> <p style="text-align: right;">（匿名）</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。</p>